

五泉市公共施設照明設備LED化事業公募型プロポーザル 質問書に対する回答

番号	種 別	ページ	項 目	質 問	回 答
1	実施要領	1	2事業概要（6）	万一、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、発注者にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。また、予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。	ご認識のとおりです。 また、過去に解除となった事例はありません。
2	実施要領	2	2事業概要（7）	既存物件は撤去することとありますが、こちらは第三者の所有物件ではなく、発注者所有の物件との認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	実施要領	3	3業者選定方式（4）	リース会社との2社間契約について質問します。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を発注者から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	実施要領3頁3（4）のとおり資格要件を満たすようグループを構成し、それぞれの役割分担において業務を履行してください。
4	実施要領	3	3業者選定方式（4）	前の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が発注者より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。）	質問番号3の回答のとおりです。
5	実施要領	3	3業者選定方式（4）	施工役割を担う者の選定にあたっては、「市内に本店または支店を有し、市内公共施設のLED照明更新工事の実績を有する事業者を優先的に選定すること」とあり、評価項目でも「市内事業者を積極的に活用し、地域経済の活性化に資する提案となっているか」が25点とされています。また、様式第5号でも、施工・協力会社を一覧で提出することになっています。市内事業者の積極活用方針は理解いたしますが、参加表明時点で特定の市内事業者名を構成員として固定すると、他の応募者が同じ市内事業者へ協力依頼できなくなり、結果として競争性や施工体制の確保に影響する可能性があります。また、入札前に工事事業者の囲い込みを行ったり、電気工事組が独禁法に抵触する入札妨害を行う例もあります。参加表明時点では、市内事業者を優先的に活用する方針、想定業務、発注予定割合等を示し、優先交渉権者決定後に五泉市と協議の上で具体的な市内協力業者を確定する扱いとすることは可能でしょうか。	市内事業者の活用に関してはプロポーザル審査において最大配点としている項目であり、参加表明及び企画提案（プレゼンテーション含む）の際に優先交渉権者を選定する過程において重要な要素であることから、そのような取り扱いとすることはできません。
6	実施要領	3	3業者選定方式（4）	地元以外の業者を活用する場合の申請や報告等の方法を教えてください。	様式第3号及び5号に記載するとともに、必要に応じて企画提案書（プレゼンテーションを含む）でご説明ください。

番号	種 別	ページ	項 目	質 問	回 答
7	実施要領	5	6参加表明書等の提出	前項（質問番号5）にて上述しましたが、参加表明時に応募者の構成員を全て明らかにし、提出後の構成員変更は認めないこと、また応募者の構成員は他の応募者の構成員になることはできないとあります。施工工事に関しては、五泉市内の企業にできる限り参加してもらうことが望ましいと考えますが、構成員全てを参加段階で明記すると、落札に至らなかったチームに記載された企業は、他の参加企業の仕事ができなくなる可能性があります。地元工事業者のキャパシティの問題もある中で、短期間でのLED化を第一に考慮し、工事会社は落札した事業者の工事を請け負うことで、はじめからチームに縛ることは避けるべきと考えます。地元会社を使うことを参加資格要件ではなく、落札後に優先的に依頼する約束条件として評価いただくことを検討いただけないでしょうか。	質問番号5の回答のとおりです。
8	実施要領	6	8企画提案書等の提出	提案書の副本につきましてご確認をお願いいたします。 ①提案者の名前は特定できない様に、マスキング又はブランク等とする対応が必要でしょうか。 ②協力頂く工事会社・保守会社等も明示しないほうがよろしいでしょうか。 ③メーカー名はオープンとさせていただいてもよろしいでしょうか。	提案書については正本及び副本という概念はありません。 ①提案者名のマスキング等は不要です。 ②施工に関する協力業者・下請業者は様式第5号に記載してください。 ③メーカー名は公表してください。
9	実施要領	6	8企画提案書等の提出	企画提案書につきまして、以下、ご確認をお願いいたします。 1.ご提案資料には頁番号を記載させて頂いてもよろしいでしょうか。 2.カラー印刷でもよろしいでしょうか。 3.片面印刷、両面印刷のご指定はございますか。 4.出力方法の「縦方向」「横方向」のご指定や、閉じ方のご指定等もなしとの認識でよろしいでしょうか。	実施要領6頁8のとおりとしたうえで、 1.頁番号の記載は可能です。 2.カラー印刷は可能です。 3.片面・両面の指定はありません。 4.定められた様式に合わせて縦方向としてください。
10	実施要領	7	9企画提案書等作成要領（2）	保守体制表につきまして、受注者を介さず、物件の売主等を直接の連絡先とさせて頂く体制もよろしいでしょうか。	可能ですが、保守の評価基準として不具合時に迅速に対応できる体制等の構築が求められています。
11	実施要領	7	9企画提案書等作成要領（3）	提案書に記載する金額は、「月額」「契約期間の総額」のどちらでしょうか。また、「税抜」「税込」のどちらでしょうか。	様式第8号により税込みでご記載ください。
12	実施要領	7	10プレゼンテーション及びヒアリング審査	グループ提案の場合、プレゼンテーションの参加者（上限5名）につきまして、代表企業の人員の他、グループ企業の人員も参加の上、ご提案させていただいてもよろしいでしょうか。	グループ企業の参加及び提案は可能です。
13	実施要領	8	11評価項目及び採点方法（4）	地元企業を活用できない場合でも入札の条件違反にはならないでしょうか。	市内事業者の活用は、本プロポーザル参加資格の絶対条件ではありませんが、審査において重要視する項目となっています。
14	実施要領	9	15契約に関する事項（1）	仕様書等の内容と現場の状況に相違があった場合等の理由で指定の工期に間に合わない場合、賃貸借開始時期について別途打合せをさせていただけますでしょうか。	現地調査の結果によるものは実施要領9頁15（1）のとおりです。工事期間中に判明した場合は別途協議します。
15	実施要領	9	15契約に関する事項（1）	仕様書等の内容と現場の状況に相違があった場合等の理由で入札時に想定していた工事等の諸費用が賄えなくなった場合、賃貸借料の変更について別途打合せをさせていただけますでしょうか。	質問番号14の回答のとおりです。

番号	種 別	ページ	項 目	質 問	回 答
16	実施要領	9	15契約に関する事項（１）	仕様書では、「調査等において仕様書との相違が見受けられた場合は、速やかに発注者に報告し協議すること」とされています。提案段階で確認可能な資料と、優先交渉権者決定後の現地詳細調査結果において、器具数量、器具種別、設置条件、配線、仮設、施設運用上の制約等に明らかな差異があり、当初提案額又は当初工期の範囲で実施することが困難な場合、変更内訳明細等に基づき、契約金額、施工方法、工期を協議できるという理解でよろしいでしょうか。また、国際情勢の変化により、資材不足や資材費の高騰が顕著であり、その場合には貴市との協議ができるとの理解でよろしいでしょうか。	質問番号14の回答のとおりです。 また、国際情勢の変化等は「別表第1 予測されるリスクと責任分担」に該当する事項と考えますが、不測の事態が発生した場合は別途協議とします。
17	実施要領	9	15契約に関する事項（２）	受注者の帰責によらない任意解約規定があると想定して、その任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料のご負担につきまして別途協議をいただけますでしょうか。	現状では想定していませんが、不測の事態が発生した場合は別途協議とします。
18	実施要領	9	15契約に関する事項（２）	施工期間毎に賃貸借期間が3パターンに分かれています。契約書はそれぞれの賃貸借期間毎に3種類に分けて頂くことは可能でしょうか。	契約書は優先交渉権者との協議が成立した際に作成しますが、現時点においては賃貸借期間3件の賃借料を合算した総額での契約を想定しています。
19	実施要領	9	15契約に関する事項（２）	上記質問の通り契約書を賃貸借期間毎の3種類に分けることが可能な場合、賃貸借期間が令和11年4月1日から令和21年3月31日までの契約に関しては令和9年4月1日以降の契約締結として頂くことは可能でしょうか。また仮に契約締結予定日より契約締結を遅らせることが可能な場合、いつまでの契約締結が条件となりますでしょうか。	優先交渉権者決定後の契約内容協議において調整します。
20	実施要領	9	15契約に関する事項（２）	賃貸借契約書の書式は、受注者所定のリース契約書式にて契約を締結していただけますでしょうか。	質問番号19の回答のとおりです。
21	実施要領	9	15契約に関する事項（２）	（発注者所定の賃貸借契約書にて推進となる場合） 落札後、発注者所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただけますか。	質問番号19の回答のとおりです。
22	実施要領	9	15契約に関する事項（２）	本件にて利用予定の賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前にいただけますか。	契約書は優先交渉権者との協議が成立した際に作成しますので、現時点でお示しできません。
23	実施要領	9	15契約に関する事項（２）	本件、提案につきましては、グループとして取り進めさせて頂きますが、実際に契約を締結する場合は、発注者と代表企業（代表企業単体の名義）による2社間契約との認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。（実施要領3頁3（4）③及び⑤のとおり）
24	実施要領	9	15契約に関する事項（２）	最優秀提案者となれました後、協議事項について合意に至らず交渉を断念する場合、ペナルティは発生しないでしょうか。	ペナルティはありません。
25	賃貸借仕様書	1	2賃貸借期間	本賃貸借物件を設置している施設の統廃合等、発注者側の事情により契約を変更または解除する場合、残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。	原則、ご認識のとおりですが、優先交渉権者決定後の契約内容協議において調整します。

番号	種 別	ページ	項 目	質 問	回 答
26	賃貸借仕様書	1	2 賃貸借期間	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）	「別表第1 予測されるリスクと責任分担」に該当する事項と考えますが、不測の事態が発生した場合は別途協議とします。
27	賃貸借仕様書	3	3 製品仕様及び要求事項（2）	本件、物件に誘導灯・非常灯も含まれるかと存じますが、誘導灯等につきましての賃貸借期間中の「法定点検業務」は、本入札業務の「対象外」でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
28	賃貸借仕様書	3	3 製品仕様及び要求事項（3）	物件に付保する保険は一般的な動産総合保険（リース期間中、物件金額相当額を一定割合逦減する物件単位の保険）でよろしいでしょうか。	仕様書3頁3（3）②（イ）のとおり、物件の保証を網羅的に対応できるよう総合的にご判断ください。
29	賃貸借仕様書	3	3 製品仕様及び要求事項（3）	仕様書3(3)②(イ)に「照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、適切な動産総合保険に加入すること」と記載があります。仮使用期間中も動産総合保険の加入が必須とのことでご認識間違いはないでしょうか。	ご認識のとおりです。
30	賃貸借仕様書	3	3 製品仕様及び要求事項（3）	動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料は発注者にてご負担いただけますでしょうか。もしくは別途協議いただけますでしょうか。	仕様書3頁3（3）②（イ）のとおり、受注者は本事業を履行するにあたり、必要な保険に加入してください。保険の種別、内容については指定しません。なお、天災等に関する対応については、「別表第1 予測されるリスクと責任分担」に該当する事項と考えますが、不測の事態が発生した場合は別途協議とします。
31	賃貸借仕様書	3	3 製品仕様及び要求事項（3）	動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により代替品を提供する必要がある場合、その費用については別途協議いただけますでしょうか。	質問番号30の回答のとおりです。
32	賃貸借仕様書	3	3 製品仕様及び要求事項（3）	地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等が原因で賃借人や第三者が被害を被った場合は受注者は免責としていただけますか。	質問番号30の回答のとおりです。
33	賃貸借仕様書	3	3 製品仕様及び要求事項（3）	仮使用期間中に地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が滅失、破損した場合、残賃借料や修理費用のご負担については別途協議いただけますでしょうか。	質問番号30の回答のとおりです。
34	賃貸借仕様書	4	7 支払条件	受注者が希望する場合は、当該年度分の賃借料を一括で請求することを可能とした記載がありますが、その場合1年分（4月から翌年3月まで）の賃借料の請求は期初にご請求することは可能でしょうか。例えばR9年4月からR10年3月までの賃借料をR9年4月末に請求書を発行し受理した日から30日以内のお支払い頂く想定をしております。	仕様書4頁7のとおりですが、請求時期及び入金時期に関しては別途協議とします。

番号	種 別	ページ	項 目	質 問	回 答
35	賃貸借仕様書	4	7支払条件	本事業では、導入施設ごとに施工完了した年度の翌年度4月1日から10年間の賃貸借期間が開始し、施工完了報告も導入施設ごとに施工完了した年度の3月31日までに行うものとされています。一方で、賃借料の支払いについては、賃貸借契約期間の開始後、毎月末に受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとされています。施設ごと又は年度ごとに施工完了、検査、賃貸借開始、支払開始を分けて運用し、既に施工・検査が完了し使用可能となった施設については、後続年度の施設施工を待たずに賃貸借料の請求及び支払を開始できるという理解でよろしいでしょうか。また、資材費・工事費の先行負担が大きく、地元の施工を担当する中小企業保護の観点からも、当該年度分の一括請求や施設別内訳に基づく段階的支払について、契約協議時に具体的に調整できる余地はありますでしょうか。	仕様書1頁2及び4頁7のとおりです。
36	賃貸借仕様書	4	7支払条件	賃貸借料のお支払いスケジュールは、賃貸借期間開始後、1か月毎（翌月末期日）の毎月・均等払いでよろしいでしょうか。	仕様書4頁7のとおりです。
37	賃貸借仕様書	4	8その他特記事項	仮使用期間中に発注者の責にて物件が滅失、破損した場合、修理費用はご負担いただけますでしょうか。	「別表第1 予測されるリスクと責任分担」に該当する事項であり、賃貸借期間の前後を問わず、市の責と認められる場合は本市が負担します。
38	既存照明器具等一覧			本件調達には、ポール（不動産）は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	既存照明器具等一覧には一部の屋外照明についてポールごと交換と記載されているものがあり対象となります。また、現地調査及び工事期間中に老朽化等の構造上の不備が発見された場合は対象となります。
39	既存照明器具等一覧			契約期間中のポール部分の所有者責任は発注者負担でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
40	既存照明器具等一覧			ポールは動産ではない為、動産総合保険や保守・保証の適用対象外となることをご了解いただけますか。	ご認識のとおりです。
41	その他		その他	プロポーザル入札の為、入札保証金及び契約保証金は免除とのことでご認識お間違いないでしょうか。免除要項がある場合は、ご教授願います。	入札保証金に関しては、優先交渉権者との随意契約となるため必要ありません。また、契約保証金については、五泉市契約事務規則第7条第4項に掲げる次の場合は免除となります。 ① 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者として履行保証保険契約を締結したとき。 ② 本プロポーザル参加資格の条件を満たし、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。